

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示

○ 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があつた件 三六二

○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件 三六三

○ 地籍調査の成果について認証した件三件 三六三

○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件六件 三六三

○ 肥料の登録の有効期間を更新した件 三六五

○ 福島県公安委員会

○ 道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があつた件 三六六

○ 道路交通法による運転免許取得者教育の認定を受けた者から変更の届出があつた件 三六六

告 示

福島県告示第四百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイユーエイト八島田店 福島県福島市八島田字勝口仮換地五三街区一画地ほか八筆

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 （変更前）四千七百七平方メートル
 （変更後）四千五百四十四平方メートル

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 （変更前）午前九時から午後八時まで
 （変更後）午前六時から午後九時まで

3 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 （変更前）午前八時三十分から午後八時三十分まで
 （変更後）午前六時から午後九時三十分まで

三 変更しようとする年月日

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 令和二年八月六日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 令和元年十二月二十一日

3 来客が駐車場を利用することができる時間帯 令和元年十二月二十一日
 令和元年十二月五日

四 届出年月日

届出をした者 株式会社ダイユーエイト

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイユーエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二三番地一

二 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）ケイエル・リース&エステート株式会社
 （変更後）エムエル・エステート株式会社

（変更前）ケイエル・リース&エステート株式会社
 （変更後）エムエル・エステート株式会社

- 三 変更した年月日
令和元年十月一日
- 四 届出年月日
令和元年十二月五日
- 五 届出をした者
エムエル・エステート株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号

- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

- 三 変更した年月日
届出年月日

- 四 届出年月日
令和元年十二月九日

- 五 届出をした者
仙台ターミナルビル株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、西会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
西会津町

- 二 成果の名称
耶麻郡西会津町上野尻の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百五十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
南会津町

- 二 成果の名称
南会津郡南会津町大字界の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百六十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
喜多方市

- 二 成果の名称
喜多方市山都町小舟寺の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小池久子 鈴木貴子

- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第十六十九号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不分明な者の氏名

佐藤一郎 大竹ツマノ 菅清一 菅清一 佐藤行雄 佐藤行雄 福田健次 佐藤忠敏 佐藤忠敏 道中英夫 児島久夫 児島久夫

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第十六十一号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不分明な者の氏名

佐藤幸雄 佐藤ノキ 佐藤ノキ

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第十六十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方

のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不分明な者の氏名

佐藤修一 岡和田晴夫 山口宏茂 鈴木一信 佐藤良信

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第十六十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不分明な者の氏名

荒ソノ

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第十六十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不分明な者の氏名

株式会社山大産業 株式会社宮城林産ビル 株式会社宮城林産ビル

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第十六十六号）によること。
（森林保全課）

公 告

公告第百五十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和元年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
803	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料44 0号	4.0	4.0	—	含有を 許され る有害 成分の 最大量 は、公 定規格 のとおり。	片倉コー プリアグ リ株式 会社	東京 都千代 田区九 段北一 丁目8 番10	令和4 年12月 16日
804	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料54 0号	5.0	4.0	—	含有を 許され る有害 成分の 最大量 は、公 定規格 のとおり。	片倉コー プリアグ リ株式 会社	東京 都千代 田区九 段北一 丁目8 番10	令和7 年12月 16日

5。

号

(農業総合センター)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第60号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和元年12月17日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江
届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社須賀川ドライビングスクール	代表者の氏名	藤田 和子	笹川 信也
株式会社白河自動車学校	代表者の氏名	佐藤 保	小櫻 恵

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第61号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者教育を行う者から、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和元年12月17日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江
届出に係る運転免許取得者教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社須賀川ドライビングスクール	代表者の氏名	藤田 和子	笹川 信也
株式会社白河自動車学校	代表者の氏名	佐藤 保	小櫻 恵

（運転免許課）